

住宅事業者のみなさま

独立行政法人住宅金融支援機構

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う建材・設備の
部品供給の停止等への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本国内の建築工事において、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等（以下「トイレ等」といいます。）を納品することが困難な状況が発生しています。

このような状況を受け、トイレ等が未設置の状態において、融資利用者が適合証明書の交付を希望する場合の適合証明手続（下記1）を定めましたのでお知らせします。

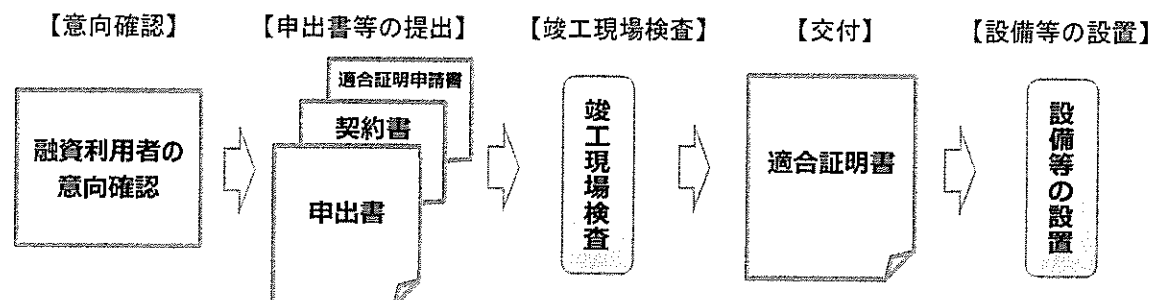
この手続は、トイレ等の納品遅延が解消されるまでの間、実施するものとします。

なお、本取扱いが適用された場合、トイレ等が未設置の状態での返済が開始することになりますので、消費者保護の観点から次の確認事項（下記2）のすべてについて融資利用者が了承し、「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」（以下「申出書」といいます。）を適合証明検査機関に提出できる場合に限り実施することとなりますことを、念のため申し添えます。

具体的な手続につきましては、竣工現場検査・適合証明を申請する適合証明検査機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

記

1 トイレ等未設置住宅の適合証明手続の流れ



本取扱いは、設備等が未設置の状態では、融資利用者が適合証明書の交付を希望する場合に限り実施します。下記2のすべてについて融資利用者が了承することが必要です。

竣工現場検査・適合証明申請時に「トイレ等の未設置状態における適合証明書交付に関する申出書」及び契約書の写しを適合証明検査機関に提出してください。

設備等以外の部分について、通常どおり竣工現場検査を実施します。

設備等以外の部分について、技術基準に適合することが確認できた場合は、適合証明書が交付されます。

納品後、速やかに設備等を設置してください。後日、機構又は適合証明検査機関が検査する場合があります。

2 融資利用者確認事項

- (1) トイレ等の設置工事が完了する前において、適合証明検査機関から適合証明書が交付され、また、これに基づき取扱金融機関がフラット35の融資を実行し、金銭消費貸借契約に基づきフラット35の返済が開始されること。
- (2) 工事請負業者（販売事業者を含みます。以下同じ。）が資金を代理受領する場合には、フラット35の融資実行に伴い、工事請負業者に融資金の全額が交付されること。
- (3) 未設置のトイレ等について、納品され次第、速やかに設置すること。
- (4) トイレ等が未設置のまま住宅ローンが実行されたことに起因して発生したトラブルについては、全て融資利用者と工事請負業者で解決すること。
- (5) 適合証明検査機関が追加の調査、現場検査等の必要があると認めた場合は、これに協力すること。
- (6) 請負契約書又は売買契約書（以下「契約書」といいます。）の写しを適合証明検査機関に提出すること。

3 適合証明手続の取扱い

- (1) 竣工現場検査・適合証明の受付時に必要な追加提出書類
次の書類を追加で提出してください。なお、それ以外は、通常時の竣工現場検査・適合証明と同様です。
 - ア 申出書（別紙）
 - イ 契約書の写し：融資利用者氏名と契約書の契約者氏名が一致していること。
- (2) 適合証明書の交付条件
以下の事項を適合証明検査機関で確認できた場合のみ適合証明書が交付されます。
 - ア 検査済証が交付されていること。
 - イ トイレ等の設置以外の全ての技術基準に適合していること。